



保険料は
月額1万3,300円です。

前納されると割引があります

1年分(平成15年4月～16年3月分)または半年分(平成15年4～9月分)の保険料をまとめて納めると割引になる「前納制度」があります。

前納する期間	毎月納付した場合	前納した場合	割引額	納付期限
平成15年4月分から 平成16年3月分まで	159,600円	156,770円	2,830円	平成15年4月30日 まで
平成15年4月分から 平成15年9月分まで	79,800円	79,150円	650円	

問い合わせ先

鳥取社会保険事務所 (27・8311)

老齢福祉年金を受けている人へ

老齢福祉年金を受けている人は、4月期の年金を受け取り後、「国民年金証書」を4月30日(水)までに市役所保険年金課へ提出してください。提出しないと、8月期の年金が受け取ることができなくなる場合がありますのでご注意ください。

問い合わせ先

保険年金課 (20・3205)

パスポートの申請に
住民票は必要ありません

パスポートの申請に必要な書類は次のとおりです。

- 一般旅券発給申請書 戸籍謄(抄)本
- 写真 身元を確認する書類
- 官製はがき 前回発給を受けた旅券印鑑

住民票は、住民基本台帳ネットワークシステムを利用する場合は省略できます。

問い合わせ先 鳥取県国際課 (26 7080)



法律相談

とき 5月15日(木) 午後1時～4時
ところ 市役所本庁舎6階第4会議室
定員 8人(先着順)
予約受付 5月6日(火) 午前8時30分
申し込み先 市民参画課(20 3158)

行政相談

とき 5月1日(木) / 午後1時30分～4時 5月13日(火) / 午後1時～3時 5月26日(月) / 午後1時30分～4時
ところ 1日/市役所1階市民談話室 13日/さざんか会館 26日/トスク本店インフォメーションルーム
問い合わせ先 鳥取行政評価事務所(24 5541)

女性なんでも相談

対象 女性
相談内容 子育てに関する
こと 法律に関すること(セ

人権困りごと相談

とき 毎月20日 午後1時～クハラ・離婚など法律的な問題) 一般(健康・家族・職場や近所での人間関係など) 相談日 子育て・一般/毎月第2火・土曜日 午後1時～3時 法律/毎月第2火曜日 午後1時～4時・第4木曜日 午前9時～正午
ところ 輝なんせ鳥取(福祉文化会館内)
予約受付 月～土曜日・午前9時～午後9時 日・祝日 午前9時～午後5時(先着順)
申し込み先 男女共同参画センター(24 2704)

あんしん介護相談員

4時
ところ さざんか会館
問い合わせ先 法務局人権擁護課(22 2289)
介護サービスの利用者を対象に介護相談員を派遣していただきます。サービスに対する不安や不満、疑問など気軽にご相談ください。
問い合わせ先 高齢社会課(20 3173)

身体障害者福祉相談

とき 毎週土曜日 午後1時30分～4時
ところ さわやか会館1階相

交通事故相談

談室(富安二丁目) 問い合わせ先 さわやか会館(27 3338)
知的・精神障害者福祉相談については、生活福祉課にご相談ください。
問い合わせ先 生活福祉課(20 3181)
相談日 平日の午前9時30分から午後4時40分まで(土・日曜日・祝日は休み)
ところ 鳥取自動車保険請求相談センター(24 4233)
弁護士による無料相談あり